

議案第45号

和解について

市営住宅の滞納使用料等の請求及び建物明渡請求につき、次のとおり訴訟提起前の和解の申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

安中市長 岩井均

記

1 相手方

入居者

（住所）群馬県安中市 以下略

（氏名）略

2 和解の理由

上記相手方（以下「相手方」という。）については、市営住宅の使用料等を長期にわたって滞納しているため、市は再三にわたって滞納使用料等の納付催告を行うとともに、安中市市営住宅等管理条例第38条第1項に基づく住宅の明渡請求に係る訴訟予告を行ってきたところ、相手方が納付折衝に応じ、次項のとおり合意した。そこで、民事訴訟法第275条に定める和解をし、滞納使用料等請求、建物明渡請求の債務名義を得て、支払いに不履行が生じるなど不誠実な対応が認められた場合に強制執行できるものとするため。

3 和解の内容

- （1）相手方は滞納使用料等を分割して、令和8年3月まで毎月末日限り支払う。
- （2）前号記載の分割金の支払い若しくは住宅使用料等の支払いを2回以上怠ったときは、第1項記載の住居に係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）は解除となる。
- （3）前号により本件賃貸借契約を解除したときは、相手方は直ちに住居を明渡す。
- （4）和解費用は、各自の負担とする。